

環境白書の刊行にあたって

今年2月に「京都議定書」が発効しました。地球温暖化防止のため、日本は2008年からの5年間で、1990年と比べて温室効果ガスを6%削減する約束をしており、そのうち3.9%は森林による吸収にゆだねられています。本県では県土面積の3分の2を森林が占めていますが、森林は山地災害の防止や水源のかん養などの重要な役割も担っています。森林を整備・保全することは、温室効果ガス削減の目標達成のみならず、森林の有する多面的機能を向上させ、豊かな自然環境の創出につながります。



県では、昨年度の機構改革による「環境・森林局」の設置に引き続き、今年度は県内の各地域機関を、地域における総合行政の拠点として5つの県民局に再編するとともに、新たに、県内11か所に「環境森林事務所（センター）」を設置しました。これを契機に、環境行政と森林行政が一丸となって、緑豊かな群馬づくりに取り組んでいきたいと思っております。

また、現行の環境基本計画が、今年度終期を迎えます。環境基本計画は、県の環境行政の基本となるもので、現計画は平成8年度からの10か年計画として策定されたものです。しかし、その後の地球温暖化問題をはじめ、環境問題をめぐる状況の変化は著しいものがあります。そのため、多くの県民の方の意見をいただきながら見直しを行い、平成18年度を始期とする新たな計画を策定いたします。

本県の環境の現状や取組について、今回発行する「環境白書」に収めました。この冊子を通し、県民のみなさんが環境に対して一層の理解を深められ、豊かで美しい郷土とかけがえのない地球を守る一助になれば幸いです。

平成17年9月

群馬県知事 小寺弘之